

マイナンバーを提示する機会が増えています。

マイナンバーカード作りませんか

写真付きマイナンバーカードは公的な本人確認書類として使えるほか、パソコンやスマートフォンなどから確定申告(e-Tax)や、新たに開設されたマイナンバー（※注）の利用ができるようになり、カード利用の機会が増えていきます。

マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真などが表示されます。

ぜひ、マイナンバーカードを作りましょう。

（※注）マイナンバーポータル

政府が運営するオンラインサービス。子育てに関する行政手続きがワンストップできたり、行政からのお知らせが自動的に届いたりします。

■申請方法

通知カード（平成27年11月頃に世帯主に発送済み）に同封された「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入し、顔写真（縦4・5cm×横3・5cm）を貼付のうえ、市民課または各支所地域振興課市民生活室の窓口へ提出するか、もしくは同封の返信用封筒で

郵送してください。ただし、住所などに変更があった場合には、同封された申請書は利用できません。詳細は、お問い合わせください。

また、デジタルカメラで撮影した写真を貼付してパソコンやスマートフォンからの申請、まちなか証明用写真機からの申請もできます。

詳しい申請方法は「個人番号カード総合サイト <https://www.kojinbangocard.go.jp/>」をご覧ください。

※申請からカード交付までは1か月程度要します



▲マイナンバーカード（プラスチック製）

●問い合わせ

市民課市民年金室
☎53・2111（内線282）

姉妹都市「鯖江市」と

災害時相互応援協定を締結

広域的な災害が発生したとき、近隣市町村からの応援が受けられないことが想定されます。

市では、その解消に向けて、姉妹都市の福井県鯖江市と、両市議会議長立会いのもと10月13日（金）に鯖江市役所で「災害時相互応援協定」を締結しました。

市が県外の自治体と災害時相互応援協定を結ぶのは、宮城県多賀城市に続いて2つ目の自治体となります。

協定では、地震や風水害などにより、どちらかの市が被災した場合に、食料・飲料水をはじめとした生活必需品の提供や被災者の受け入れ、職員の派遣などを盛り込み、支援物資の品目や派遣要請する職員の数などについても具体的に定めています。

協定の締結にあたり高橋市長は「災害時に応援に駆けつけてくれる力強いパートナーがいることはありがたい。両市民・地域の安心安全に資する協定となるよう連携を図っていききたい」とあいさつしました。



- ▶右から
- 三田 敏秋 村上市議会議長
 - 高橋 邦芳 村上市長
 - 牧野 百男 鯖江市長
 - 佐々木勝久 鯖江市議会議長

●問い合わせ

総務課総務・危機管理室
☎53・2111（内線316）